

化学専攻における学位論文申請の基準

博士後期課程（博士論文）

化学専攻の博士後期課程に在籍し、博士（理学）の学位を申請する者は、次の1-3の要件を満たさなければならない。

1. 学位授与の申請者は学位論文作成について、事前に主査の承認のもとに主査、および副査によって組織される専門委員会において論文作成の可否に関する予備審査を受け、これに合格しなければならない。予備審査申請期限は、理学研究科の学位授与申請規定（取扱要領 課程博士）にもとづき、学位授与申請時から遡って2ヶ月前の初日とする。予備審査では、学会誌等の学術雑誌への掲載状況、学位論文草稿、および同意書の提出にもとづいて学位授与申請の可否を審査する。
2. 作成した学位論文は主査及び副査の査読を経たのち、専攻内回覧により審査を受け、これに合格しなければならない。専攻内回覧は学位授与申請の1ヶ月前を目安とする。
3. 学位授与申請時点において、学位論文に関わる学術研究の内容が筆頭著者として学会誌等の学術雑誌に1編以上掲載あるいは掲載が確約されていなければならない。

学則に定める年限よりも早期に修了を希望する者は、1の要件を満たしたのち、専攻教授会の議を経て学位論文作成の承認を得なければならない。

博士前期課程（修士論文）

化学専攻の博士前期課程に在籍し、修士（理学）の学位を申請する者は、次の1、2の要件を満たさなければならない。

1. 申請者は主査及び副査の承認のもとに修士論文を作成し、主査及び副査の査読を受けなければならない。
2. 博士前期課程修了の時点において、原則として学会における発表の実績があること、あるいは著者として学会誌等の学術雑誌に掲載あるいは掲載が確約されていること。

学則に定める年限よりも早期に修了を希望し、博士後期課程に進学する者は、上記の1、2の要件を満たさなければならない。